

2006年8月24日

厚生労働大臣 川崎 二郎殿

民主党 B 型・C 型肝炎総合対策推進本部
本部長 菅 直人集団予防接種による B 型肝炎訴訟及び薬害 C 型肝炎訴訟の判決に関する
申し入れ

相次ぐ肝炎訴訟において、国への賠償命令を認めた初の司法判断がだされた。

6月16日の最高裁での集団予防接種による B 型肝炎訴訟判決と 21 日の大阪地裁における血液製剤フィブリノゲンによる薬害 C 型肝炎訴訟の判決である。

厚生労働省は、今日に至るまで国民の人命を怪視し続け、被害者や家族を苦しめてきた。これらの訴訟では、司法判断が確定するまでは動かないというのが厚生労働省の姿勢であり、その結果、国民の生命と健康を司るはずの厚生労働省は沈黙して被害を拡大させている。

肝臓は「沈黙の臓器」とも呼ばれ、慢性肝炎は、高い確率で肝硬変や肝がんへと進行し、究極的には死に至る病気でありながら、自覚症状が乏しく、感染後の進行を自覚できない場合が多い。B 型または C 型のウイルス性肝炎患者は全国で 350 万人にも及ぶと推定されおり、いまやまさに国民病である。

民主党はこれまで、フィブリノゲン製剤の納入先医療機関の公表や肝炎対策への取り組み強化を求め、国会での質問を始め、歴代厚生労働大臣に強く働きかけてきた。現在、民主党は衆参の厚生労働委員会の閉会中審査を求めているが、与党はそれに応じようとはしていない。

民主党は、集団予防接種による B 型肝炎訴訟及び薬害 C 型肝炎訴訟の判決に関し、次のとおり厚生労働大臣に申し入れを行う。

記

- 1、厚生労働省は、あくまでも司法の場で争うというこれまでの姿勢をあらため、直ちに各原告団、弁護団と話し合いの場を設けるべきである。
- 2、厚生労働省は、国の責任に基づく被害回復のために、直ちに原告被害者へ謝罪し、救済対策を講じるべきである。
- 3、厚生労働省は、過去の集団予防接種及びフィブリノゲン製剤の投与実態等を把握し真相究明するために全国実態調査を行うべきである。
- 4、厚生労働省は、すべての B 型・C 型のウイルス性肝炎患者に対して、国の責任に基づく治療体制や恒久対策を実施すべきである。
- 5、民主党は、政府・与党と協力して、原告被害者を始め、すべての B 型・C 型のウイルス性肝炎患者のための「B 型・C 型肝炎総合対策」（仮称）に取り組むことを表明する。